

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

1. 手数料など諸費用について

有価証券や金銭のお預かりについては、料金をいただいておりません。

2. この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

3. 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

4. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券総合取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等のご注文をお受けいたします。

5. この契約の終了事由

○当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様が当社所定の方法により解約をお申し出になったとき
- ・お客様が手数料を支払わないとき
- ・お客様が当社の証券総合取引約款に違反したとき
- ・お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき
- ・お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当社の信用を毀損したまたは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき
- ・お客様が口座開設申込時に「反社会的勢力でないことの確認」について虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ・法令諸規則等に照らし合理的な事由により、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき
- ・当社が該当する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
- ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認ができないとき

当社の概要

商 号 等	アイザワ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号
本店所在地	〒105-7307 東京都港区東新橋一丁目9番1号
連 絡 先	お客様相談課（フリーダイヤル0120-138-299）またはお取引のある部支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	30億円（2023年3月31日現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	2021年4月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等については、以下の窓口で承っております。

住所：〒105-7307 東京都港区東新橋一丁目9番1号

電話番号：お客様相談課 0120-138-299

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関のトラブルについて、裁判手続き以外の方法で、簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」をご利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません）

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時（祝日を除く）

